

指定管理者施設の管理運営状況評価(モニタリング)結果(平成19年度事業分)

施設名	山梨県立介護実習普及センター					
指定管理者	社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会					
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日					
施設の使命・役割(運営目標)	最新の介護機器の展示などを通じて、県民に介護に関する情報を提供すること 主催事業の実施を通じて、介護知識・技術の習得の機会を提供すること 介護における相談の機会を提供すること					
指定管理者が行う業務	高齢者の介護に関する講座及び研修の実施に関する業務 高齢者の介護に関する相談及び情報提供に関する業務 高齢者の介護用機器展示に関する業務 施設及び設備器具の維持保全に関する業務					
維持管理業務の評価	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価・指導内容				
	管理運営業務仕様書のとおり、施設の保守・修繕に努めた。 実習を伴う講座についても、事故なく安全に実施することができた。	施設・設備・展示品の保守・清掃・管理は、概ね行き届いており、適切に執行されていた。 修理・修繕も完了されていた。				
運営業務の評価	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価・指導内容				
	管理業務仕様書に定められたとおり開設することができた。	管理業務仕様書通りに適切に執行されていた。				
自主事業の評価	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価・指導内容				
	企業や学校への働きかけを行い、利用者の増加を図ることができた。	企業や学校へ働きかけ、入門介護講座や福祉用具の製作体験講座等を実施するなど、施設利用者の増加を図り、高齢者に対する理解の促進、県民サービスの向上に貢献した。				
利用者満足度調査	調査結果	利用者の声				
	満足度 展示場 満足90%、普通8%、不満2% 満足度評価値=90/(90+2)=97.8% 知識技術の習得目標達成度9割 相談への対応良かった9割	実際に触れることができた 定期的な開催を望む 開催回数・定員を増やして欲しい				
評価	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価・指導内容				
	アンケートを集計した結果、センター利用者(講座・展示室・相談)から、良い評価を得ることができた。 講座内容、相談体制をさらに充実し、利用者増につなげていきたい。	満足度評価値は、97.8%と非常に高く、利用者本位の運営が実施されたと認められる。				
利用者数	H18年度実績(人)	H19年度計画(人)	H19年度実績(人)	H20年度目標(人)		
	7,493	7,300	8,072	8,300		
評価	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価・指導内容				
	講座は、テーマ、実施時期によってバラツキがあった。 青少年や認知症、介護職員向けの介護講座は人気があり、多くの参加が見られた。	平成19年度の利用者数は、計画を上回ったが、講座・研修の計画に対する受講者数延べ人数は1,626人で、計画(2,840人)の57.2%に止まっている。 今後は、実績の低い講座について、各種団体への働きかけを強めるなど、PRの取り組みを更に強化していく必要がある。				
収支の状況	科目	H19年度計画額(円)	H19年度実績額(円)	差額(計画額-実績額)(円)	H20年度計画額(円)	
	収入	利用料金収入	0	0	0	
		指定管理料	33,021,242	33,021,242	0	33,099,628
		その他収入	0	0	0	
		計	33,021,242	33,021,242	0	33,099,628
	支出	33,021,242	32,117,876	903,366		
差し引き(収入-支出)	0	903,366		33,099,628		
評価	指定管理者の自己評価	施設所管課の評価				
	予算の範囲内で、管理仕様書の事業だけでなく、サービス企業・団体向け団体入門介護講座などの自主事業に取り組むことができた。	事業費では、印刷製本費に予算を投入し、PRに力を入れた結果として、利用者の増加、利用者一人あたりの管理コストの削減を実現した。				
施設の運営目標の達成状況	平成19年度の利用者は、8,072人、前年比7%(579人)増となり、H19目標の7,300人も上回った。 これは、PRの拡充、視察・研修での団体の積極的な受け入れなど、利用者増を図るための取り組みを業務計画書をもとに実施し、着実に成果に結びつけたものとして評価できる。					
総合的な評価及び改善事項	維持管理業務、施設の利用状況、利用者の満足度について、事業報告書を確認したり、現地へ赴き確認した結果、概ね適正に業務執行がされていた。 講座受講者は計画に対する受講者延べ人数は57.2%に止まっており、更なる取り組みが必要である。 介護専門職員を対象とした養成事業(講座)は、業として高齢者介護を行う人向けの研修であり、事前・事後にレポートの提出を義務づけ、研修について目的意識を持ってもらうなど質の高い研修を行っているため、資料代等の徴収について検討の余地がある。					